

相談役の設置 要点まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

相談役とは

相談役は、元経営陣などが経験に基づき経営上の問題に助言する役職です。意思決定権はなく、名誉職的な側面も持ちます。

他の役職との違い

- **顧問との違い：** 相談役は社内全般、顧問は特定分野の助言を行います。共に意思決定権はありません。
- **役員との違い：** 相談役は助言に留まり、役員は経営の意思決定権を持ちます。
- **会長との違い：** 相談役は社内問題の助言、会長は業界活動等で間接的に経営に関与します。

相談役の仕事内容

- 経営戦略上の助言
- 経営層と従業員の橋渡し
- 外部とのネットワーク構築

相談役の設置判断

会社法上の設置義務はなく、各社の判断に委ねられます。

- ・ **メリット**：経営に知見を活かせる可能性があります。
- ・ **デメリット**：新しい発想の妨げになる可能性があります。設置は必要性や企業文化を総合的に考慮し決定します。

最近では、相談役の不透明な影響力や意思決定阻害の批判から、廃止や役割明確化が進んでいます。また、東証も相談役に関する情報開示を求めています。

相談役の設置方法

- ・ **契約形態**：常勤・非常勤があり、業務委託が多いです。
- ・ **定年・任期**：企業により異なり、数年単位や定めなしの場合もあります。
- ・ **報酬形態**：月額や年俸制が一般的です。
- ・ **報酬相場**：役員報酬と同程度で、企業規模や常勤・非常勤により変動します。令和5年分民間給与実態統計調査によると、資本金2,000万円未満の企業で役員の平均年収は約661万円、10億円以上では約2,093万円です。
- ・ **社会保険**：業務委託契約では原則対象外ですが、勤務実態により加入が必要な場合があります。非常勤でも週20時間以上勤務、月額賃金8.8万円以上等の条件を満たせば対象です。